

令和7年第7回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和7年3月23日（日） 午前10時～

早良区役所 応接室

議 題

1 議 案

- 議案第34号 選挙人名簿から抹消する者について . . . P. 1
- 議案第35号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について . . . P. 3

2 そ の 他

- 今後の委員会開催予定について . . . P. 5
- 期日前の状況について . . . P. 5
- 当日有権者見込数について . . . P. 5
- 投開票日当日委員スケジュールについて . . . P. 5

議案第34号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和7年3月23日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 389人 |
| | 内訳 | |
| | 死亡者 | 241人 |
| | 市外転出者 | 146人 |
| | 在外移転者 | 2人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別冊のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和7年3月23日 |

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第28条の規定による。

(登録の抹消)

公職選挙法第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第4号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- (2) 前条第1項又は第2項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過するに至ったとき。
- (3) 第30条の6第2項の規定による第30条の2第3項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- (4) 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

1 死亡者

令和7年3月5日から令和7年3月22日までに、区長から通知を受けた死亡者

2 転出者

令和6年11月5日から令和6年11月22日までに、市外へ転出した者

3 抹消の内訳

(単位：人)

区分	男	女	計
死亡	124	117	241
転出	73	73	146
在外移転	1	1	2
合計	198	191	389

議案第35号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和7年3月23日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
2人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等
別紙1のとおり
- 3 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する年月日
令和7年3月23日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第2項 市町村の選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第30条の4第2項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格(第30条の13第2項において「在外選挙人名簿の被登録移転資格」という。)を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	前回 (R7.3.20現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R7.3.23)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	44	1	0	0	1	45
女	71	1	0	0	1	72
計	115	2	0	0	2	117

そ の 他

・今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第8回	定例	4月18日（金）	午前10時	早良区役所 中会議室
第9回	定例	5月20日（火）	午前10時	早良区役所 中会議室
第10回	定例	6月2日（月）	午前10時	早良区役所 中会議室

期日前の状況について

別紙2のとおり

当日有権者見込数について

別紙3のとおり

当日投票所視察について（再掲）

別紙4のとおり